# 八潮市地域福祉計画推進委員会 資料 1 令和 6 年 2 月 2 0 日 八潮市健康福祉部社会福祉課

## 第3期八潮市地域福祉計画の見直しの概要について

## 1. 趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のため、同 法第 107 条第1項の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」として位置 づけられています。

本市でも、多様化する地域福祉の課題に対応し、地域社会のふれあいの中で誰もがいきいきとした生活を送れるよう、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする「八潮市地域福祉計画」、平成29年度から平成33年度(令和3年度)までの5年間を計画期間とする「第2期八潮市地域福祉計画」、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第3期八潮市地域福祉計画」を策定しました。

計画策定後2年が経過しようとしていますが、この間8050問題やヤングケアラー、社会的孤立やひきこもりなど地域福祉の課題もより明確化してきました。特に成年後見制度の利用促進や再犯防止、包括的相談支援や参加支援、地域づくり支援などを一体的に実施し、誰ひとり取り残すことにない支援を行う重層的支援体制整備事業については、これらの事業を積極的に実施するため、事業計画の策定が求められております。

このような状況を踏まえ、計画の中間年となる令和6年度に、地域福祉の課題等に対応する各種事業について示した「第3期八潮市地域福祉計画」の一部見直しを実施することといたしました。具体的には、策定が努力義務化されている「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」、「地域共生社会」の実現に向け改正された社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を地域福祉計画に位置付けるとともにそれぞれの事業の実施に向けた検討を行うものです。

#### 〈社会福祉法〉

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、 共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に 定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとす る。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共 通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 (重層的支援体制整備事業実施計画)
- 第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、<u>第百六条の三第二項</u>の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

## 〈成年後見制度の利用促進に関する法律〉

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

# 〈再犯の防止等の推進に関する法律〉

(地方再犯防止推進計画)

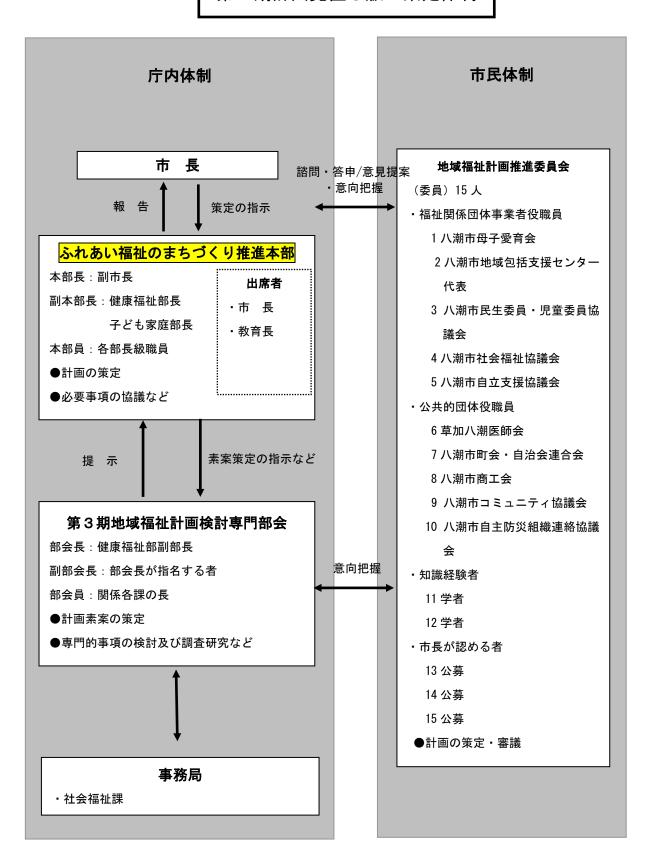
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(<u>次項</u>において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

## 2. 計画の見直し体制について

- ① 計画検討のための庁内体制 ふれあい福祉のまちづくり推進本部、地域福祉計画検討専門部会
- ② 市民体制

地域福祉計画推進委員会 (附属機関)

# 第3期計画見直し版の策定体制



## 3. 策定のポイントについて

- (1) 各福祉個別計画との整合
  - · 第9期八潮市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (策定中)
  - ・第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画(令和2~6年度)
  - ・第8次八潮市障がい者行動計画 第7期八潮市障がい福祉計画 (策定中)
- (2) 本市の他の計画との整合
  - ·第5次八潮市総合計画
  - ・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略 等
- (3) 国や県の福祉施策との整合
  - ·第7期埼玉県地域福祉支援計画(令和6~9年度)
- (4) 地域福祉を取り巻く新たな課題やニーズの把握・整理
  - 成年後見制度
  - 再犯防止推進法
  - · 重層的支援体制整備事業 等

### ※ 第3期八潮市地域福祉計画の将来像、基本理念等

## 将来像

人と地域の絆を大切にし、

誰もが安心していきいきとした生活を送ることのできるまち

## 共通理念

地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、 福祉の力を高める地域づくり

## 基本目標と施策体系

施策体系		施策の柱
基本目標1	ともに手を携え互いに支え	(1)コミュニティ活動の促進
	合う絆づくり	(2)多様な主体による生活支援の充実
基本目標2	地域福祉意識の高揚と地域	(1) 地域福祉意識の高揚
	福祉を支える人づくり	(2) 地域福祉を担う人材及び団体
		の育成・支援
基本目標3	安全に安心して生きがいを	(1) 安全・安心の確保
	持って住み続けられる地域	(2) 社会参加・参画の促進
	づくり	(3) 緊急時の支援対策の推進
基本目標4	多様な福祉課題に対応でき	(1) 相談・支援体制の充実
	るしくみづくり	(2) 社会的孤立防止体制・対策の
		推進